

国立研究開発法人防災科学技術研究所
が達成すべき業務運営に関する目標
(中長期目標)

令和 5 年 2 月 28 日

文 部 科 学 省

目 次

I. 政策体系における法人の位置付け及び役割	1
II. 中長期目標の期間.....	2
III. 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項.....	3
1. レジリエントな社会の実現に向けた防災科学技術の研究開発の推進	3
(1) 知の統合を目指すデジタル技術を活用した防災・減災に関する総合的な研究開発の推進	3
(2) 知の統合に必要な防災・減災のための基礎研究及び基盤的研究開発の推進	4
① 地震・津波・火山災害の被害軽減に向けた研究開発	4
② 気象災害の被害軽減に向けた研究開発	4
2. レジリエントな社会を支える研究基盤の運用・利活用の促進	4
(1) 基盤的観測網の運用・利活用促進	5
(2) 先端的研究施設の運用・利活用促進	5
(3) 情報流通基盤の運用・利活用促進	5
3. レジリエントな社会を支える防災科学技術の中核的機関の形成	5
(1) 防災科学技術の中核的機関としての産学官民共創の推進	5
(2) 災害情報のデジタルアーカイブ	6
(3) 研究開発の国際展開	6
(4) レジリエントな社会を支える人材の確保・育成	6
(5) 防災行政への貢献	6
(6) 情報発信と双方向コミュニケーション	7
IV. 業務運営の効率化に関する事項.....	7
1. 柔軟かつ効率的なマネジメント体制の確立	7
(1) 研究組織及び事業の見直し	7
(2) 内部統制	7
(3) 研究開発等に係る評価の実施	7
2. 業務運営の効率化	7
(1) 業務の合理化・効率化	7
(2) 経費の合理化・効率化	8
(3) 人件費の合理化・効率化	8
V. 財務内容の改善に関する事項	8
VI. その他業務運営に関する重要事項	8
1. 国民からの信頼の確保・向上	8
(1) 研究倫理の確立及びコンプライアンスの推進	8
(2) 情報セキュリティ対策の推進	9
(3) 安全衛生及び職場環境への配慮	9
2. 人事に関する事項	9
3. 施設・設備に関する事項	9

※括弧毎の事業を一定の事業等のまとめとする。

独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 35 条の 4 第 1 項の規定に基づき、国立研究開発法人防災科学技術研究所（以下「防災科研」という。）が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中長期目標」という。）を定める。

I. 政策体系における法人の位置付け及び役割

これまで我が国は、甚大な被害をもたらした東日本大震災をはじめ、数多くの自然災害を経験してきたが、近年では、平成 30 年 7 月豪雨や令和元年東日本台風による災害に代表されるような、気候変動とも関連した自然環境の変化による災害の頻発化・激甚化・広域化等が懸念されている。また、人口減少、少子高齢化、地方の過疎化等の問題や、構造物の老朽化等に加え、新たな感染症による危機管理リスクや国際経済における地政学的リスクなどが顕在化してきており、自然災害による被害拡大やグローバルサプライチェーンのリスクが高まるような社会環境の変化についても懸念されている。

そのような状況において、我が国は、今後発生が予想される南海トラフ地震や首都直下地震など、甚大な被害が生じ、国の存亡に関わる国難となりえる大規模災害をはじめとしたあらゆる自然災害を乗り越える必要があり、自然災害に対する「予測・予防」「応急対応」「復旧・復興」のすべての過程（以下「オールフェーズ」という。）に対応した災害に強い社会を実現するため、発災前の予測・予防力の強化、発災後の事業継続、早期の復旧・復興に向けて、国、地方公共団体、民間企業、国民等の各主体の意思決定の根拠をどのように提供していくかが喫緊の課題となっている。この課題の解決に向け、天災地変その他の自然現象により生じる災害を未然に防止し、これらの災害が発生した場合における被害の拡大を防ぎ、復旧・復興の早期化に資する科学技術（以下「防災科学技術」という。）が果たす役割は大きく、安全・安心な社会を実現し、我が国の持続可能な成長を支えるための基盤として、長期的な視野に立ち、継続して防災科学技術の研究開発に取り組む必要がある。

防災科学技術研究所法（平成 11 年法律第 174 号）において、防災科研は、防災科学技術に関する基礎研究及び基盤的研究開発等の業務を総合的に実施することにより防災科学技術の水準の向上を図ることとされている。これまで、防災科研は、緊急地震速報の開発や高精度の降雨観測レーダの開発、災害時における組織を超えた防災情報の共有に資する基盤的防災情報流通ネットワーク（SIP4D）の開発など、その成果が国民の安全・安心につながる研究開発を行ってきた。また、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）に基づく指定公共機関として、災害の発生時等に必要な情報の提供、地方公共団体等との連携・協働の取組等も実施している。さらに、地震調査研究推進本部の「地震調査研究の推進について一地震に関する観測、測量、調査及び研究の推進についての総合的かつ基本的な施策（第 3 期）一」（令和元年 5 月 31 日）の下で実施されている我が国の地震調査研究において、防災科研は中核的な役割を引き続き担っていく必要がある。

翻って、昨今の我が国全体における防災科学技術関連の政策動向を見ると、「第 6 期科学技術・イノベーション基本計画」（令和 3 年 3 月 26 日閣議決定）では、頻発化・激甚化する自然災害に対し、少子高齢化などによる災害対応人材の不足が課題となっており、先端 ICT の積極的な活用による効率化に加え、人文・社会科学の知見も活用した総合的な防災力の向上によってレジリエントな社会を構築することが、防災科学技術の進むべき方向性として示されている。また、「国土強靭化基本計画」（平成 30 年 12 月 14 日閣議決定）においては、大規模な自然災害に対する国・地方公共団体・民間など関係機関の災害対応力の強化等のた

め、優れた技術や最新の科学技術を活用することで、防災・減災及びインフラの老朽化対策における研究開発・普及・社会実装を推進することが明記されている。

また、「経済財政運営と改革の基本方針 2022」（令和4年6月7日閣議決定）や「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」（令和4年6月7日閣議決定）において、デジタル技術等を活用した防災・減災対策の高度化が示されている。「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和4年6月7日閣議決定）においても、準公共分野のデジタル化が掲げられており、防災分野において、デジタル・トランスフォーメーション（DX）を推進する上で必要な関連情報について、組織を超えたデータ連携を実現するためのプラットフォーム構築や、広域的な被災状況を迅速に把握・共有するための仕組み等の研究開発を進めることができているほか、気候変動・レジリエンス分野について、気候変動やそれに伴う極端気象の激甚化・広域化、及び地震・津波・火山等の自然災害への対応に必要な新しい技術・価値（インテリジェンス）を創出するため、研究機関等において、観測・予測データの共有・利活用や分野横断的な研究開発を促進するデータ・解析プラットフォームの形成等を推進することとされている。さらに、「デジタル田園都市国家構想基本方針」（令和4年6月7日閣議決定）においては、防災・減災、国土強靭化をより効率的に進めるためにデジタル技術の活用等が不可欠であり、災害対応現場のデジタル化を一層推進するため、産学共創の下、防災・減災に資する適切な情報提供やデジタルツインなどの最先端技術の開発等に向けた更なる環境整備を図ることが明記されている。

国際的にも、第3回国連防災世界会議で採択された「仙台防災枠組 2015-2030」（平成27年3月18日採択）において、災害リスクの低減における科学技術の役割の重要性が強調されている。

さらに、防災基本計画（昭和38年6月中央防災会議決定）においては、災害及び防災に関する科学技術及び研究の振興を図ることや、被災地における情報の迅速かつ正確な収集・連絡を行うための、情報の収集・連絡システムのIT化に努めること等が明記されている。

第5期中長期目標期間においては、上記の政策動向等を踏まえ、我が国における防災科学技術に関する中核的機関として、地震・津波・火山・気象災害といったあらゆる自然災害を対象とし、基礎研究及び基盤的研究開発から、災害実務現場での知見・経験・ニーズを活用した出口思考の研究開発、さらには人文・社会科学と自然科学を融合させた総合知も活用した防災科学技術に関する研究開発を推進する。その際、我が国全体としての防災科学技術の研究開発成果を最大化するために、効果的かつ効率的な組織運営を行う体制を構築とともに、防災科研の目的・活動・研究開発成果に関する情報発信による成果の普及や、国や地方公共団体、大学・研究機関、民間企業等との連携・協働・共創の強化を図るほか、人文・社会科学と自然科学の融合による総合知を積極的に創出・活用し、レジリエントな社会の実現に向け、また総合的な国力の強化にも資するよう、防災科学技術研究におけるイノベーションの創出に取り組む。

（別添）政策体系図

II. 中長期目標の期間

中長期目標の期間は令和5年（2023年）4月1日から令和12年（2030年）3月31日ま

での7年間とする。

III. 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項

1. レジリエントな社会の実現に向けた防災科学技術の研究開発の推進

あらゆる自然災害について予測・予防、対応、復旧・復興のあらゆる段階を対象としてオールフェーズ・オールハザードで災害リスクを低減させ、国民の安全・安心を守るために防災科学技術の研究開発を推進し、レジリエントな社会の実現に貢献する。国難となりえる大規模災害の発生が懸念される中、日常的に起こり得る自然災害から低頻度の大規模災害まで、オールフェーズにおける国、地方公共団体、民間企業、国民等の各主体の意思決定に貢献する科学技術の知見を提供していくためには、様々な自然や社会の状態・環境を観測・計測し、シミュレーション等を活用した総合的な研究開発の取組を進めることが必要となる。また、レジリエントな社会の実現を目指す中で必要となるレジリエンスの評価を行うためには、自然科学分野のデータだけでなく、社会科学分野のデータもあわせて分類・整理・統合することが重要となる。これらを実現するため、新たな観測手法の研究開発を推進するとともに、先端的な重要技術の活用を含めてフィジカル空間で得た様々なデータ等をサイバースペース上で分類・整理・統合する研究開発を進め、研究開発の成果を可視化した情報プロダクツの開発・提供を行うことで、各主体のオールフェーズにおける意思決定に貢献するとともに、防災実務の現場における新たな課題の抽出や研究へのフィードバックを行う。

(1) 知の統合を目指すデジタル技術を活用した防災・減災に関する総合的な研究開発の推進

レジリエントな社会を実現するために、防災科学技術に関する知の統合を目指し、デジタル技術を活用した防災・減災に関する総合的な研究開発を実施する。発生が予想される国難となりえる大規模災害をはじめとするあらゆる自然災害を乗り越えるための防災・減災 DX の拠点として、防災科研が我が国の防災・減災に係るデータの統合・流通の基盤を整備し、防災科研及び他の機関が所有する過去から最新に至るまでの自然科学分野や社会科学分野の観測・研究データの分類・整理・統合を進める。

また、発災時の被害軽減及び速やかな復旧・復興を実現するため、社会科学の知見を核として自然科学の知見との統合を目指し、災害に関する経験等の体系的かつ継続的な収集を行い、発災から復旧・復興までの災害過程をモデル化し、シミュレーション技術の開発を行うことで、社会のレジリエンス向上に資する成果を創出する。さらに、オールフェーズにおいて、自然災害のハザード・リスク評価及び対策・対応プロセスに関する様々なシミュレーションを活用した総合的な研究開発を推進し、その成果を統合・可視化させた情報プロダクツを生成・発信・利活用するための基盤を整備する。

これらの取組等により、国、地方公共団体、民間企業、国民等の社会を構成する多様な主体が科学的知見に基づく適切な意思決定を行うことを可能とし、先を見越した積極的な防災行動・対策の推進に貢献し、防災・減災分野における社会課題を解決する共創の仕組みの構築を図り、社会全体の更なるレジリエンスの向上を目指す。

（2）知の統合に必要な防災・減災のための基礎研究及び基盤的研究開発の推進

レジリエントな社会を実現するために、地震・津波・火山、気象災害等やそれらが複合した災害の予測・予防に係る研究開発と対応・復旧・復興に係る研究開発を担う機関として、知の統合に必要な卓越した各分野の成果を創出することが重要となる。災害を予測する技術、早期に被害状況を把握して実際の避難行動に資する技術、迅速な復旧・復興を可能とする技術及び災害情報を共有して利活用する技術等の実現に向け、新たな観測手法の研究開発を推進するとともに、世界に類を見ない観測網を活用した観測研究、世界最大規模の実験施設を用いた実験研究といった従来からの強みを生かしつつ、基礎研究及び基盤的研究開発を進める。

具体的には以下の研究開発等を実施する。その際、他機関や他分野との連携・協働・共創を積極的に進める。

① 地震・津波・火山災害の被害軽減に向けた研究開発

防災科研が運用している陸海統合地震津波火山観測網（MOWLAS）（南海トラフ海底地震津波観測網（N-net）を含む）等の観測データ、数値シミュレーション技術等を活用して、地震の震源情報、地震動や津波の特徴・経過を即時的かつ逐次的に提供可能とする研究開発を実施するとともに、南海トラフ地震等の巨大地震の発生や連鎖の物理プロセスを統一的に解明する研究開発を実施し、防災・減災に効果的に活用されるように取り組む。

また、実大三次元震動破壊実験施設（E-ディフェンス）による震動実験等や、数値シミュレーション技術による解析を活用した都市のレジリエンス向上に向けた研究開発を充実する。

さらに、基盤的火山観測網（V-net）や各種リモートセンシング技術等を活用して、火山災害の即時予測や推移予測、火山災害を迅速に把握する技術に関する研究開発を推進するほか、防災・減災に効果的に活用する観点から、システムに集約されたデータ等を活用した、分野や組織の枠を超えた研究実施体制の強化・充実を図る。

② 気象災害の被害軽減に向けた研究開発

気候変動の影響等に伴い激甚化・広域化する風水害、土砂災害、雪氷災害等の気象災害の被害を軽減するため、レーダ技術等を活用したマルチセンシング技術と数値シミュレーション技術を活用し、ゲリラ豪雨や突風・降雹・雷等を伴う危険な積乱雲等の早期検知や発生メカニズムの解明、雪氷災害の観測技術や対応・対策手法に関する研究開発を進め、気象災害の予測技術の開発やハザード評価技術等の研究開発を先導し実施する。

2. レジリエントな社会を支える研究基盤の運用・利活用の促進

地震・津波、火山の各種ハザードを網羅する世界で類を見ない観測網の着実な整備・運用と、近年の観測技術やデータ分析・同化等の進展も踏まえた観測データの利活用を推進する。また、E-ディフェンス、大型降雨実験施設、雪氷防災実験施設等の先端的研究施設・設備やSIP4D等の情報流通基盤の運用・利活用を引き続き進める。

これらにあたっては、それぞれの分野の状況を踏まえながら、我が国の基盤的な観測網や先端的研究施設、情報流通基盤等の利活用について、他の研究機関との協力を積極的に進めるなど、防災科学技術の中核的機関としての役割を果たす。

また、基盤的観測網や先端的研究施設によって得られたデータを活用した外部の成果の

把握に努め、これらの成果に防災科研が貢献していることが社会から幅広く理解されるよう努める。

（1）基盤的観測網の運用・利活用促進

地震調査研究推進本部や科学技術・学術審議会測地学分科会地震火山観測研究計画部会の計画等を踏まえ、我が国の防災科学技術の様々な研究開発の基盤として、陸域の地震・火山観測網と海域の地震・津波観測網を一元化した陸海統合地震津波火山観測網（MOWLAS）等の整備・運用を継続するとともに、観測データの関係機関との共有や利活用促進を図り、国内外の関係機関における研究開発、業務遂行や我が国の地震・津波・火山に関する調査研究の進展に貢献する。また、気象等を対象とする研究開発で得られた観測データを関係機関と共有し、利活用促進を図る。

（2）先端的研究施設の運用・利活用促進

我が国全体の防災科学技術に関する研究開発を推進するため、E-ディフェンス、大型降雨実験施設、雪氷防災実験施設等の先端的研究施設を効果的・効率的かつ安全に運用し、これまでの実績及び当該施設の運用状況のみならず、研究開発成果を最大化することも踏まえ、外部の研究機関等による利活用を促進する。

（3）情報流通基盤の運用・利活用促進

デジタル技術を活用した研究開発を推進するためには、データ統合や情報共有・流通に関する基盤も必要不可欠であり、SIP4D 等の基盤となるシステムの整備・運用を引き続き進めること。その際、国や地方公共団体、大学・研究機関、民間企業等と連携した体制構築に取り組むとともに、レジリエンス向上に資する基盤としての活用を促進する。

3. レジリエントな社会を支える防災科学技術の中核的機関の形成

防災科学技術の研究開発成果を最大化するために、国や地方公共団体、大学・研究機関、民間企業等の多様な組織と人材がそれぞれの枠を超えて、新しいイノベーションの創出に向けて連携・協働・共創できるような防災科学技術の中核的機関としての機能を強化する。

（1）防災科学技術の中核的機関としての産学官民共創の推進

我が国の防災科学技術に関するイノベーションの中核的機関として、レジリエントな社会の実現に向け、社会の期待とニーズを踏まえて、組織・分野横断型の防災科学技術の研究開発を行い、国や地方公共団体、大学・研究機関、民間企業等のステークホルダーとの幅広い連携を図り、連携に係る取組や成果を防災科研自ら分析・評価し、ステークホルダーに情報共有をするなど、更なる共創の強化に繋げる。スタートアップ等も含む産学官民による共創で研究開発を推進し、防災科研のみならず、オールジャパンでの社会的課題の解決に向けて、情報プロダクトを生成することにより研究成果の社会的価値が創出されるよう取組を進める。

また、国や地方公共団体、民間企業等、防災科学技術の研究開発成果を活用することが想定される機関のニーズを踏まえた研究開発を進めるなど、研究開発成果が活用され普及されるための取組を推進し、防災・減災の市場の創出・拡大に資することを目指す。また、研究開発成果の技術移転、社会実装、国際展開を効果的に進めるため、明確な知的財産ポリシ

一の下、防災科研が創出・保有する知的財産の価値の最大化を図る。さらに、「科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律」（平成 20 年法律第 63 号）に基づき、防災科研の研究開発の成果を事業活動において活用し、又は活用しようとする者（成果活用事業者）に対する出資並びに人的及び技術的援助を行い、防災科研が出資、設立した法人と連携し、防災科研の成果の社会実装に向けた取組を行うことで社会のレジリエンス向上に努める。

（2）災害情報のデジタルアーカイブ

防災科学技術の中核的機関における研究開発成果の最大化に向けて、防災科研の研究成果のみならず、国内外の防災科学技術に関する情報プロダクトを含む研究成果や、災害時に得られる情報等、収集した情報及び資料をデータベース化して整理・保管し、国や地方公共団体、大学・研究機関、民間企業等、広く一般に活用可能な形で提供する。

（3）研究開発の国際展開

我が国の防災科学技術の中核的機関として、我が国ひいては国際的な防災力・レジリエンスの向上のため、研究開発の国際展開に係る取組を積極的に実施する。具体的には、国際機関や国内の学術団体等と連携し、防災科学技術に係る今後の方向性の議論に参画とともに、海外の大学・研究機関・国際機関等との国際共同研究や国際連携、海外への情報発信、防災科学技術の海外展開、研究者の国際交流による国際頭脳循環を推進する。

（4）レジリエントな社会を支える人材の確保・育成

研究開発成果の最大化と効率的な業務遂行を果たし、防災に携わる人材の養成や資質の向上に資するため、「科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律」第 24 条に基づき策定した「国立研究開発法人防災科学技術研究所における人材活用等に関する方針」（以下「人材活用等に関する方針」という。）も踏まえ、国内外から産学官の優れた若手・女性研究者、大学院生や防災実務担当者等の受入れ、大学等の教育機関、地方公共団体等への講師派遣等により人材の育成を実施する。併せて大学院教育と密接に連携した学位授与プログラムの推進による人材育成やインターンシップ制度を活用し、将来の防災科学技術を担う人材の裾野を広げる。

（5）防災行政への貢献

防災基本計画に、総合防災情報システムと並んで SIP4D も防災情報の集約のシステムとして位置づけられたことも踏まえ、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害対策基本法に基づく指定公共機関として対応し、SIP4D 等を活用して災害時情報集約支援チーム（ISUT）をはじめとする関係機関等へ適切な災害対応のための情報提供を行うとともに、災害対応現場への職員の派遣及び後方支援を行う。

また、平時においても地震調査研究推進本部等の関係機関等へ観測、調査及び研究の成果を提供する。加えて、関係機関等と連携・協働した研究開発を積極的に行い、国、地方公共団体、民間企業、個人等の各主体の防災力向上に資するための取組を行う。

さらに、災害時における被害拡大の防止及び速やかな復旧・復興の実効性を高めるため、国、地方公共団体等との連携・協働を強化し、災害現場で必要とされている科学技術のニーズを明らかにして、必要に応じて研究開発に反映させ、研究成果が効果的に活用されるような枠組みや体制構築に努める。

（6）情報発信と双方向コミュニケーション

レジリエントな社会を実現するために、情報発信・アウトリーチ等を通じて防災科研の研究成果や活動・目的・役割等について、職員との共有を図りながら、社会と共有し、社会からの適切な認知・理解・フィードバックを得る活動（プランディング）を推進することで、双方向コミュニケーションを図り、防災科研の研究開発成果の更なる普及や社会との共創を進めるだけでなく、防災科研として新たな課題発見や研究開発の進展にも活かす。

IV. 業務運営の効率化に関する事項

1. 柔軟かつ効率的なマネジメント体制の確立

業務の質の向上及びガバナンスの強化を目指すとともに、効率的なマネジメント体制とするため、評価を行い柔軟な組織の編成を行うこととする。

（1）研究組織及び事業の見直し

理事長のリーダーシップの下、防災科学技術の中核的機関として、様々な自然災害に関して基礎研究から社会実装まで総合的な取組に対応するため、総合的・分野横断的な組織編成を行う。また、研究開発成果の最大化に向けて、戦略立案を行う企画機能、研究推進・支援体制等を強化し、柔軟かつ効率的なマネジメント体制を確立する。

（2）内部統制

理事長のリーダーシップの下で一体的な組織運営を行い、頻発化・激甚化・広域化する自然災害に迅速かつ適切に対応していくため、理事長の指示が円滑に全役職員に伝達される仕組みやリスク管理等を含む内部統制システムの整備・運用を実施し、理事長のマネジメントを強化する。また、内部監査等により内部統制が有効に機能していることをモニタリングするとともに、監事による監査機能を充実する。

（3）研究開発等に係る評価の実施

「独立行政法人の評価に関する指針」（平成 26 年 9 月 2 日策定、平成 27 年 5 月 25 日改定、平成 31 年 3 月 12 日改定、令和 4 年 3 月 2 日改定）等に基づき、研究開発の特性等を踏まえて防災科研の自己評価等を実施し、その結果を研究計画や資源配分に反映させ、研究開発成果の最大化及び適正、効果的かつ効率的な業務運営を図る。また、研究開発課題については外部有識者による評価を実施し、その結果を踏まえて研究開発を進める。

なお、評価に当たっては、それぞれの目標に応じて別に定める評価軸及び関連指標等を基本として評価する。

2. 業務運営の効率化

（1）業務の合理化・効率化

デジタル化の促進等により事務手続きの簡素化・迅速化を図り、利便性の向上に努めるほか、研究交流のリモート化や研究設備・機器への遠隔からの接続、データ駆動型研究の拡大などの DX を進め、より付加価値の高い成果が創出される研究開発環境を整備し、業務の合

理化・効率化を図る。

（2）経費の合理化・効率化

管理部門の組織の見直し、調達の合理化、効率的な運営体制の確保等に引き続き取り組むことにより、経費の合理化・効率化を図る。

運営費交付金を充当して行う事業は、新規に追加されるもの、拡充分は除外した上で、法人運営を行う上で各種法令等の定めにより発生する義務的経費等の特殊要因経費を除き、一般管理費（公租公課を除く。）については毎年度平均で前年度比3%以上、業務経費は毎年度平均で前年度比1%以上の効率化を図る。新規に追加されるものや拡充される分は翌年度から同様の効率化を図ることとする。ただし、人件費の効率化については、次項に基づいて取り組む。

なお、経費の合理化・効率化を進めるに当たっては、研究開発成果の最大化との整合にも留意する。

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）に基づく取組を着実に実施することとし、契約の公正性、透明性の確保等を推進し、業務運営の効率化を図る。また、共同調達については、茨城県内の複数機関が参画している協議会等を通じて、参画機関と引き続き検討を行い拡充に努める。

（3）人件費の合理化・効率化

給与水準については、国家公務員の給与水準を十分配慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証したうえで、防災科研の業務の特殊性を踏まえた適正な水準を維持するとともに、検証結果や取組状況を公表するものとする。また、適切な人材の確保のために必要に応じて弾力的な給与を設定できるものとし、その際には、国民に対して納得が得られる説明に努めるものとする。

V. 財務内容の改善に関する事項

競争的研究費等の外部資金の積極的な獲得や施設利用等による自己収入の増加等に努め、より健全な財務内容の実現を図る。特に、防災科研が保有する先端的研究施設については、ニーズ把握・外部への積極的な働きかけを行い、研究利用の観点から適当な共用件数及び利用料等を設定した具体的な取組方針を踏まえ、安定した自己収入の確保に取り組む。

また、運営費交付金の債務残高についても勘案しつつ予算を計画的に執行する。必要性がなくなったと認められる保有財産については適切に処分するとともに、重要な財産を譲渡する場合は計画的に進める。

VI. その他業務運営に関する重要事項

1. 国民からの信頼の確保・向上

（1）研究倫理の確立及びコンプライアンスの推進

研究開発活動の信頼性の確保、科学技術の健全性の観点から、研究費不正及び研究不正行

為の防止を含む防災科研における業務全般の一層の適正性確保に向け、厳正かつ着実にコンプライアンス業務を推進する。

上記取組を実施するために、職員への周知徹底等の取組を行う。

（2）情報セキュリティ対策の推進

情報システムの整備・管理にあたっては、「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和3年12月24日デジタル大臣決定）にのっとり、情報システムの適切な整備及び管理を行うとともに、「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群」（令和3年7月7日サイバーセキュリティ戦略本部決定）を含む政府における情報セキュリティ対策を踏まえ、情報セキュリティ・ポリシーを適時適切に見直すとともに、これに基づき情報セキュリティ対策を講じ、情報システムに対するサイバー攻撃への防御力、攻撃に対する組織的対応能力の強化に取り組む。また、対策の実施状況を毎年度把握し、PDCAサイクルにより情報セキュリティ対策の改善を図る。

また、「第6期科学技術・イノベーション基本計画」等を踏まえ、防災科研が策定したデータポリシーに基づく研究データの管理・利活用を推進することで、データマネジメント及びそれを通じた価値発現を実現する。

（3）安全衛生及び職場環境への配慮

業務の遂行に伴う事故及び災害等の発生を未然に防止し業務を安全かつ円滑に遂行できるよう労働安全衛生管理に取り組む。また、実験施設を利用した業務においては、安全管理計画書等を作成するなど、安全管理の徹底、事故等の発生防止に一層努める。

また、職員の健康管理を経営的な視点で考え、「健康経営」に積極的に取り組む。

2. 人事に関する事項

研究開発成果の最大化と効率的な業務遂行を図るため、若手職員の自立、女性職員の活躍等ができる職場環境の整備、充実した職員研修、適切な人事評価等を実施する。また、外国人研究者の受入れを含め優秀かつ多様な人材を確保するため、採用及び人材育成の方針等を盛り込んだ人事に関する計画を策定し、戦略的に取り組む。なお、これらの取組については「人材活用等に関する方針」に基づいて進める。

3. 施設・設備に関する事項

効果的な研究の推進・発展や、先端的研究施設の利活用を促進するため、既存施設の有効活用や老朽化対策を含む、施設・設備の改修・更新・整備を計画的に実施する。